

排水設備と公共下水道

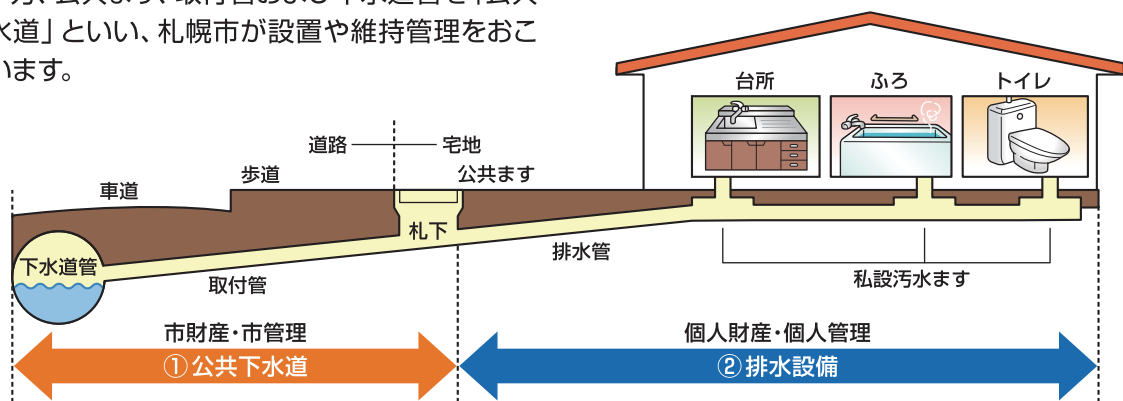
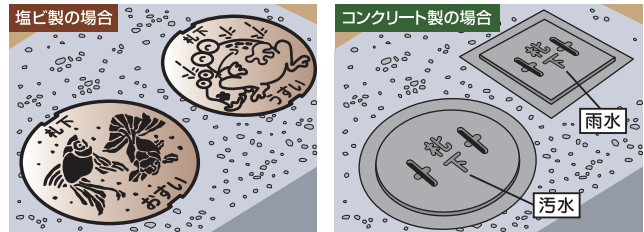
排水設備とは？

家庭で使った水（汚水）や宅地内に降った雨や融雪水（雨水）を公共ますまで流す宅地内の排水管や私設ますなどを総称して「排水設備」といいます。

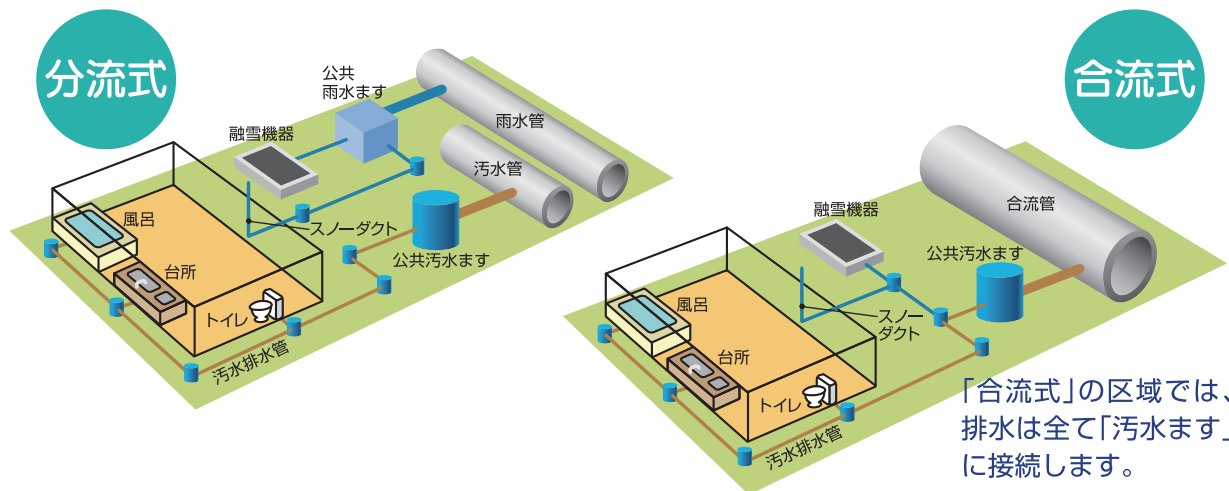
排水設備は個人の財産であり、設置や維持管理は個人でおこなわなければなりません。

一方、公共ます、取付管および下水道管を「公共下水道」といい、札幌市が設置や維持管理をおこないます。

【公共ます】



下水道には分流式と合流式があります



「合流式」の区域では、排水は全て「汚水ます」に接続します。

札幌市の下水道には分流式と合流式があります。分流式区域は3頁の表(参考)のような区域になっています。分流式区域では、雨水と汚水をわけて排除するよう、下水道法および札幌市下水道条例により義務付けられています。

融雪機器・スノーダクトからの排水先は？

融雪機器の排水やスノーダクトなどの排水は、分流式区域では必ず公共雨水ます、または雨水管

に接続してください。雨水を公共汚水ますまたは汚水管に接続すると、下水処理に支障をきたしたり、下水道管があふれたりする危険性があります。

なお、市街化調整区は汚水管のみの整備となっていますので、融雪機器等の排水やスノーダクトなどの宅地内の雨水は下水道へ流さずに、地下浸透など自己で処理してください。

公共ますの確認を

排水設備の工事をする前に、公共ますが「あるかないか、使用可能かどうか」をお調べください。利用できる公共ますがない場合の設置の相談等については、下水道河川局庁舎1階の事業推進部排水指導課窓口調整担当係にお問い合わせください。公共ますの設置申請の受付は、3月1日から10月15日(土日祝日除く)までとなっております。設置には申請から約2カ月から3カ月かかりますのでお早めにお申し出ください。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課窓口調整担当係
(下水道河川局庁舎1階 ☎818-3462)

※道路雨水ますについては、各区の土木センターにお問い合わせください。(公共ますではありません。)

分流式区域の誤接続にご注意ください

分流式区域で、汚水・雨水の接続を間違えると、雨や融雪水によって汚水管から水があふれたり、下水処理に支障をきたしたり、処理されていない下水がそのまま川へ流れて環境を汚染したりすることになります。分流式区域で下水道に接続する際は、汚水・雨水を正しく接続してください。また、誤接続を発見した際はすみやかに接続替えをしてください。

●問い合わせ先

事業推進部 排水指導課(☎818-3422)

参考 分流式区域一覧表

中央区	双子山2~3丁目の一部 円山西町1~10丁目 宮ヶ丘3番地 宮の森1条14丁目~18丁目、2条15丁目~17丁目、3条13丁目の一部
北区	拓北6条5丁目、7条5丁目の一部 あいの里全域、南あいの里全域
東区	東雁来13条3~4丁目の一部、14条3~4丁目
白石区	栄通11~14丁目の一部、15~21丁目 南郷通15~20丁目南北、21丁目南 本通15~21丁目南北 平和通15~17丁目南北 北郷1~4条11~14丁目 流通センター全域、川北全域、川下全域
厚別区	全域
豊平区	平岸1条19~20丁目の一部、5条14・18~19丁目、6条14~17丁目、7条13~19丁目、8条12~13丁目 月寒中央通8~11丁目 月寒西1条8~11丁目、2条7~10丁目、3条4~10丁目、4~5条6~10丁目 月寒東1条8~20丁目、2条8~20丁目、3条8~11・15~19丁目、4条9~11・15~19丁目、5条11~19丁目(2条8~9丁目の一部と2~3条10丁目は除く) 西岡全域、福住全域
清田区	全域
南区	全域(澄川4条1~2丁目の一部は除く)
西区	西野4~5条1~7丁目、6~8条1~9丁目、9条3~9丁目、10条6~9丁目、11条7~9丁目、12~14条8丁目 福井全域、平和全域
手稲区	富丘3~5条2丁目(3条2丁目の一部は除く) 稲穂5条2~3丁目 手稲山口の一部